鬼怒川・小貝川有識者会議規約

(名称)

第1条 本会は、「鬼怒川・小貝川有識者会議」(以下「会議」という。)と称する。

(目的)

第2条 本会議は、河川管理者である国土交通省関東地方整備局長(以下「局長」という。)が「鬼怒川河川整備計画」及び「小貝川河川整備計画」を作成するにあたり、河川法第16条の2第3項の趣旨に基づき学識経験を有する者等の意見を聴く場として設置するものである。

(組織等)

- 第3条 会議の委員は、局長が委嘱する。
 - 2 会議は、別表で掲げる委員及びオブザーバーで構成する。
 - 3 委員の任期は「鬼怒川河川整備計画」及び「小貝川河川整備計画」が策定されるまでとする。

(座長)

- 第4条 会議には座長を置くこととし、座長は委員間の互選によってこれを定める。
 - 2 座長は会議を代表し、会議の円滑な運営と進行を総括する。

 - 4 座長に事故がある時は、座長が予め指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第5条 会議は、局長より委任された下館河川事務所長が招集するものとする。
 - 2 委員の代理出席は認めない。ただしオブザーバーはこの限りではない。

(公開)

第6条 会議は原則公開とし、会議の公開方法については会議で定める。

(事務局)

- 第7条 会議の事務局は、国土交通省関東地方整備局河川部及び下館河川事務所等に置く。
 - 2 事務局は、会議運営に係る庶務を処理する。
 - 3 事務局は、第4条3項に基づく座長の指示により、必要な措置を講ずるものとする。

(規約の改正)

第8条 本規約の改正は、委員総数の3分の2以上の同意を得て行うものとする。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項については、委員総数の2分の 1以上の同意を得て行うものとする。

(附則)

この規約は平成18年12月4日から施行する。

鬼怒川・小貝川有識者会議公開規定

(目的)

第1条 本規定は、鬼怒川・小貝川有識者会議(以下「会議」という)規約第6条の条項に 基づき、会議の公開の方法を定めるものである。

(会議開催の周知)

第2条 会議の開催が決まった場合、その開催日時、場所、傍聴手続き等について速やかに下館河 川事務所ホームページ(以下「HP」という)により一般に周知する。

(会議の傍聴)

第3条 会議の傍聴は可とし、傍聴に関し必要な事項を別途定めるものものとする。

(資料の配付)

第4条 会議で委員に配布される資料は、貴重種の存在状況等を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、会議の場で傍聴人にも配布する。

(資料等の公開)

- 第5条 会議で委員に配布された資料は、貴重種の存在状況等を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、HPにて公表する。
 - 2 事務局は会議終了後速やかに議事録を作成し、発言者に確認後HPにて公表するものとする。

(その他)

第6条 この規定の変更やこの規定に定め無き事項については、会議で定めるものとする。 附則

(施行期日)

この規定は、平成18年12月4日から施行する。

鬼怒川・小貝川有識者会議傍聴規定

(目的)

第1条 本規定は、鬼怒川・小貝川有識者会議(以下「会議」という。)公開規定第3条の 条項に基づき、会議の傍聴に関し必要な事項について定めるものである。

(受付)

- 第2条 事務局は傍聴人受付を設置するものとし、傍聴を希望する者は傍聴人受付にて住所、氏名、 年齢を記入するものとする。なお、受付は先着順とし、人数は傍聴席の数までとする。
 - 2 受付の開始は会議開始予定時刻の1時間前よりとする。

(入室)

第3条 傍聴人受付で受付を終了したもの(以下「傍聴人」という。)の会議会場への入室は、会議 開始予定時刻の10分前とし、会議開始後の入場は認めない。 なお、受付を終了していないものの入室は認めない。

(会議の傍聴)

第3条 傍聴人は、以下の事項を遵守するものとする。

- ① 会議の撮影、録画をしてはならない。 (ただし、会議冒頭での頭撮りを除く。)
- ② 会議の録音をしてはならない。
- ③ 発言、私語、談論等を行ってはならない。
- ④ 発言への批判、可否の表明、ヤジ、拍手等は行ってはならない。
- ⑤ プラカードを掲げる等の行為や、はちまき、腕章の類をしてはならない。
- ⑥ ビラ等の配付を行ってはならない。
- ⑦ みだりに傍聴者席を離れてはならない。
- ⑧ 携帯電話は電源を切るか、マナーモードにし、使用してはならない。
- ⑨ 前項のほか会議の進行を妨げたり、会場の秩序を乱す行為をしてはならない。

(退場等の措置)

第4条 座長は、傍聴人が前項の規定に違反した場合には、傍聴人に会議会場よりの退場を命じる ことができるとともに、事務局に必要な措置を行うよう命じることができる。

(その他)

第5条 この規定の変更やこの規定に定め無き事項については、会議で定めるものとする。 附則

(施行期日)

この規定は、平成18年12月4日から施行する。